

## 情報公開に関する規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人ヒミツキチ（以下「当法人」という。）が特定非営利活動促進法（以下「法」という。）に定めるところにより、情報公開に関し基本的対応事項を定めることを目的とする。

### (管理)

第 2 条 当法人の情報公開に関する事務は、事務局長が監督する。

### (情報公開の対象とする資料及び公開方法)

第 3 条 当法人の情報公開の対象とする資料は、法第 28 条第 3 項に掲げるものとし、当法人事務局に常時備え置き閲覧に供するものとする。

### (閲覧場所及び閲覧日時)

第 4 条 当法人の公開する情報の閲覧場所は、定款第 2 条に規定する事務所とする。  
2 閲覧の日時は、予約により決めるものとする。

### (閲覧申請の方法及び閲覧の実施等)

第 5 条 当法人の公開する情報の閲覧を希望する者から閲覧の申請があったときには、次により取り扱うものとする。

- (1) 別に定める「閲覧申請書」に必要事項を記入し提出を受ける。
- (2) 受付担当者は、閲覧申請書が提出されたときは、「閲覧受付簿」に必要事項を記録する。
- 2 第 3 条に掲げる資料以外の資料について閲覧を求められた場合は、情報公開の対象を第 3 条に掲げる資料に限定している旨を説明する。
- 3 閲覧については、無料とする。
- 4 閲覧資料の写しを希望する者には、実費を徴収の上、配布する。ただし、第 3 条第 1 項に規定する資料のうち、社員名簿の写しについては、これを禁止する。

### (委任)

第 6 条 この規程に定めるほか、必要な細目事項は、理事長が別に定める。

### (改正)

第 7 条 この規程を改正するときは、理事会の議決を得なければならない。

附則

この規程は、令和6年1月1日から施行する。